

小学生向け防災知識普及啓発事業 業務仕様書

1 業務の目的

教育現場や家庭で防災知識の普及啓発のために制作した動画教材を活用してもらうことで、子供の頃から災害について考えてもらい、防災意識の向上を図る。

2 業務の概要

- ・学校での授業や避難訓練、家庭での話し合いなどに活用してもらえるよう、小学生向けの防災知識普及啓発用の短編動画を作成する。
- ・内容については、現在、普及啓発資材として活用している防災ガイドブック「ももたろうの防災（子どもの防災）」をベースに、小学校の学習指導要領を参考にしながら、岡山県で起きた災害や地形、河川の状況を踏まえた岡山県の特徴的なものとする。

3 委託業務の内容

動画の制作

- (1) 制作する動画について、県と協議の上決定すること
- (2) 動画構成は次のとおりとすること
 - ①岡山県で起きた過去の災害（2分程度）
 - ②ももたろうの防災（子どもの防災） p 2～4 「地震が起こったら」（5分程度）
 - ③ももたろうの防災（子どもの防災） p 5～8 「地震に備えよう」「台風や大雨に備えよう」（5分程度）
- (3) 解像度をフルハイビジョン（解像度 1,920×1,080）以上のものとする
- (4) 県が二次利用を想定しているのは、次のものである。その他については、県と受託者で協議するものとする
 - ・県内小学校への提供
 - ・動画配信サイトでの配信
 - ・SNS での配信
 - ・県関係主催イベントでの使用
- (5) 動画配信サイト上へ動画を掲載する場合は、原則として、県が行うものとする。
- (6) 小学生により興味を持ってもらえるよう工夫すること（例：オリジナルキャラクターを設定する等）

4 成果品等の提出

完成後速やかに下記の成果品を提出すること

- (1) 動画データ（MP4形式等）
- (2) キャラクター等の画像データ ※3（4）の二次利用で使用

5 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日まで

6 契約限度額

2,460,000円（消費税及び地方消費税を含む。）

※動画の作成に係る経費など一切の経費を含む。

7 成果物に関する権利の扱い

- (1) 成果物に関する一切の権利（著作権法（昭和45年法律第48号）第27条及び第28条に規定する権利を含む。）（特許権および実用新案権（特許または実用新案を受ける権利を含む。）を除く。）を、県に無償で譲渡するものとする。
- (2) 受託者は、案件の遂行前から受託者が保有する著作権、特許権等その他の知的財産権（以下、「知的財産権」という。）を成果物に適用した場合には、県に対し、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物及び当該知的財産権を追加費用なく利用することを許諾するものとする。
- (3) 成果物は、県が自由に二次利用できるものとする。
- (4) 業務を実施するに当たり、第三者が権利を保有する素材（タレント等の著名人、キャラクター、音楽等）の活用も可とする。その際には、受託者において、権利保有者との交渉、契約締結、契約料の支払い、出演料、利用料、スケジュール調整、交通手段の確保等、その他付随する業務全般を実施すること。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛争等が生じた場合には、受託者の責任、負担において対応し、県は責任を負わないものとする。
- (5) 成果物納入までに係る一切の費用は、委託料に含まれるものとする。
- (6) 県は、著作権法第20条第2項第3号又は第4号に該当しない場合においても、案件を遂行するために必要な範囲内で、成果物を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。受託者は、県の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

8 キャラクターの使用について

動画にキャラクターを使用する場合、7（4）に定めるもののほか、次のとおりとする。

- (1) 「ももたろうの防災」に使用されているキャラクターを使用する。
 - ①キャラクターのポーズを変えずに使用する場合、県から画像データを提供する。
 - ②キャラクターのポーズを変えて使用する場合、受託者がキャラクターの権利保有者と別途契約を締結する。
- (2) オリジナルキャラクターを設定する。

9 その他

- (1) 受託者は、当該業務の遂行方法、結果の取りまとめ等に際し不明な点が生じたときは、県と協議を行い、業務の円滑かつ適切な実施に努めること
- (2) 県は、受託者に対し、必要に応じ業務の状況について報告を求めることができるものとする。
- (3) 動画の制作及び掲載に当たり、第三者が有する著作権その他の権利を使用する場合には、受託者は必要な権利処理を行うものとする。
- (4) 当該業務の実施により、不測の事態が生じた場合は、県に責任がある場合を除き、受託者の責任において解決すること
- (5) 当該業務の実施により、知り得た個人情報については、漏洩等の防止、その他の個人情報の適切な管理のために必要な措置を講じるとともに、事業の目的以外に使用したり、第三者に提供したりしてはならない。
- (6) 疑義が生じた事項については、県と受託者が協議して決定するものとする。

9 評価基準

評価の基準は、次のとおりとする。

| 評価項目 | 内容 | 評価比重 |
|-------|------------------------------------|------|
| 理解度 | 業務内容を理解した提案となっているか。 | 25 |
| 構成等 | 当事業の趣旨を踏まえた動画構成案を具体的に提案しているか。 | 25 |
| 創意工夫 | 小学生により興味を持ってもらえる動画になるよう工夫がなされているか。 | 25 |
| 実施実績 | これまでに同様の事業の実施実績があるか。 | 5 |
| 制作体制等 | 制作に係る実施体制及びスケジュールは適切か。 | 5 |
| 追加提案 | 本事業の目的達成につながる効果的な事項が予算内で提案されているか。 | 10 |
| 見積額 | 見積額は適切か。 | 5 |
| 計 | | 100 |